

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和6年11月19日

収支等命令者

佐賀県立佐賀商業高等学校長 池田 勝

1 競争入札に付する事項

- (1) 品名及び数量 トレーニング機器 一式
- (2) 調達物品の仕様等 仕様書による
- (3) 入札条件 入札条件書のとおり
- (4) 納入場所 佐賀県立佐賀商業高等学校
- (5) 納入期限 令和7年3月28日(金)

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）第1条の規定に基づく入札参加資格を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (5) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (6) 県内企業（県内に本店を有する者、県内に支店等を有し、県内従業員50%以上又は県内従業員数50人以上の者。又は誘致企業）であること。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入の上、令和6年11月21日（木）午後5時までに(2)の場所に直接持参して提出すること。

- (2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当（新館2階）

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

電話番号 0952-25-7194

電子メールアドレス soumujimu@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

(4) 仕様等に関して質疑応答

ア 質問の受付期間は、令和6年11月22日（金）正午までとし、質問書（別記様式第7号）により電子メールで随時受け付ける。質問がある場合は、5の（1）電子メールアドレスあてに質問書を送信すること。

イ 質問に対する回答（質問内容含む）は、令和6年11月25日（月）正午までに佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。受付期間以後の質問は原則受け付けない。ただし、受付期限以後において、入札を行うために必要と判断した場合には、佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。

(5) 参考製品又はこれと同等のもの

ア 参考製品以外で応札する場合は、令和6年11月22日（金）正午までに、上記仕様を満たしていることがわかるカタログ等を添付の上、5の（1）あてに応札物品承認申請書（別記様式第6号）を提出し承認を受けること。

イ 応札物品承認申請書に対する回答は、令和6年11月25日（月）正午までに佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。受付期間以後の質問は原則受け付けない。ただし、受付期限以後において、入札を行うために必要と判断した場合には、佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。

ウ 承認を受けていない物品での応札は無効となるので注意すること。

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届（別記様式第1号）及び営業概要書（別記様式第2号）を令和6年11月26日（火）正午までに5の(1)の

場所へ直接持参し、又は郵送すること。

なお、入札参加届を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した入札辞退届（別記様式第5号）を書面で提出すること。

5 入札手続きに関する事

(1) 問い合わせ先

佐賀県立佐賀商業高等学校

郵便番号 840-0804

佐賀市神野東4丁目12番40号

電話番号 0952-30-8571

電子メールアドレス sagashougyoukoukou@pref.saga.lg.jp

(2) 入札条件書の交付方法

令和6年11月19日（火）から11月27日（水）まで佐賀県教育委員会ホームページに掲載する。

(3) 入札書の提出場所等

(1)の場所に入札者が直接持参し、又は(1)の場所へ郵送すること。

なお、郵送の場合は書留郵便とし、令和6年11月27日（水）午前10時までに必着とする。

また、封筒に「佐賀商業高等学校トレーニング機器一式調達入札書在中」と表書きすること。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和6年11月27日（水）午前10時

イ 場所 佐賀県立佐賀商業高等学校 第1応接室

(5) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場

合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務
に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(6) 入札の延期

天災その他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない
場合は延期することもあるので、事前に(1)の部局に確認すること。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限
る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第
3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを
提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められ
るものを提出した者

キ 1人で2以上の入札をした者

ク 代理人でその資格のないもの

ケ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札参加者の負担とする。

ア 入札参加者が談合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 入札金額が入札書比較価格（税抜きの予定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

エ 第1回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第1回目を含め2回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。

(7) 詳細は、入札条件書による。